

倉吉市共同募金委員会 令和 7 年度特別助成事業助成基準

「倉吉市共同募金委員会助成実施要綱」第 5 条第 1 項に基づく助成基準は、次のとおりとする。

一 般 募 金	区 分	助成基準
	1. 社会福祉協議会事業助成 (484,548 円)	倉吉市社会福祉協議会が実施する地域福祉推進のための事業。 地域福祉活動計画及び助成事業計画に基づいて適正と認める額を助成する。
	2. 公募による地域福祉活動事業助成 (200,000 円見込み)	
	A 地域福祉活動助成 (100,000 円)	市内の地区住民組織・団体等が取り組む地域福祉推進のための事業。 必要と認める事業費（助成対象経費）の 3/4 以内で、5 万円を上限とする。（1 団体、1 事業に限る。）
	B 福祉団体助成 (100,000 円)	市内の福祉活動を行う団体が取り組む事業。 申請団体の事業計画、予算等に基づいて適正と認められる額を助成する。
	3. 民間社会福祉施設助成 (200,000 円)	市内の施設が行う施設、設備、備品等の整備事業。 必要と認める事業費（対象経費）の 3/4 以内で、10 万円以上 50 万円以内を上限とする。（1 法人、1 事業に限る。）
	4. NPO・ボランティア団体 福祉活動助成 (200,000 円)	福祉を目的とする事業の分野において活動する非営利団体等が行う、地域福祉推進のための先駆的・開拓的な非営利活動事業 必要と認める事業費（助成対象経費）の 3/4 以内で、5 万円を上限とする。（1 団体、1 事業に限る。）
(総計 1,084,548 円)		

※令和 6 年度募金による令和 7 年度事業への充当は対象外